

農業経営基盤の強化の促進 に関する基本的な構想

令和3年12月

西 之 表 市

農業経営基盤強化促進基本構想目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
1	本市農業の位置付けと農業構造	3
(1)	位置付け	3
(2)	農業構造	3
2	本市農業の展開方向	4
3	具体的施策の方向	5
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成の方向	5
(2)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向	5
(3)	地域の実情に応じた営農組織等の育成の方向	6
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	14
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	19
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	20
1.	利用権設定等促進事業に関する事項	21
(1)	利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	21
(2)	利用権の設定等の内容	22
(3)	開発を伴う場合の措置	22
(4)	農用地利用集積計画の策定期限	23
(5)	要請及び申出	23
(6)	農用地利用集積計画の作成	23
(7)	農用地利用集積計画の内容	24
(8)	同意	24
(9)	公告	25
(10)	公告の効果	25
(11)	利用権の設定等を受けた者の責務	25
(12)	紛争の処理	25
(13)	農用地利用集積計画の取消し等	25
2.	農地中間管理事業及び特例事業（以下「農地中間管理事業等」という。）の実施の促進に関する事項	26
3.	農地利用集積円滑化事業に関する事項	26
4.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用	

改善事業の実施の基準に関する事項.....	26
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	26
(2) 区域の基準.....	26
(3) 農用地利用改善事業の内容	27
(4) 農用地利用規程の内容	27
(5) 農用地利用規程の認定	27
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定.....	28
(7) 農用地利用改善団体の勸奨等	28
(8) 農用地利用改善事業の指導, 援助	29
5. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項.....	29
(1) 農作業の受委託の促進	29
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等.....	29
6. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	29
7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	30
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携.....	30
(2) 推進体制等	30
第6 その他	31

第 1 農業経営基盤の強化に関する目標

1 本市農業の位置付けと農業構造

(1) 位置付け

西之表市は県都鹿児島市の南 115 km, 本土大隅半島の最南端佐多岬より 40 km の太平洋上に浮かぶ種子島の北部に位置している。

年平均気温は 19 度を越え年間降水量も 2,000 mm 前後と多く気候的には亜熱帯性気候を呈している。本市では、従来さとうきび、さつまいも、水稻、肉用牛、酪農、たばこ、茶、園芸等の複合経営による農業生産を展開してきたが、近年経営の安定化を図るため、基盤整備(区画整理、畑かん整備)実施地区^(注1)においては、本市の特産品である安納いもを中心に収益性の高い露地野菜や花き類等の生産が盛んとなっており、農業は本市経済の重要な基幹産業となっている。

(注1)基盤整備実施地区とは榕城、上西、国上、伊関、安納、現和、安城、古田、住吉の一部地区を指す。

(2) 農業構造

西之表市の農業構造については、昭和 40 年代からの高度経済成長を契機とし若者の都市部への流出を主要因とする過疎化の進展と共に安定兼業型農家が増加した。近年、農業者の高齢化及び兼業化はより一層進み、土地利用型農業を中心に農業の担い手^(注2)不足は深刻な状況となっている。

また、中山間地域である本市においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴い、荒廃農地の増加が懸念される。

項 目	2015 農林業センサス	2020 農林業センサス
総農家数	1,310 戸	965 戸
農業経営体	1,068 戸	776 戸
うち 65 歳以上の割合	55.4%	59.1%
経営耕地面積	2,220ha	1,781ha
1 戸当たりの経営耕地面積	2.05ha	2.3ha

(注2)担い手とは、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。))

第 12 条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者及び法第 23 条第4項に規定する特定農業法人。), 認定新規就農者(法第 14 条の4第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者。), 集落営農(平成 26 年9月 24 日付け 26 経営第 1650 号農林水産省経営局長通知「担い手及び農地利用の実態に関する調査の実施について」に規定する「集落営農経営」に同じ。), 基本構想水準到達者及び認定農業者の再認定を受けなかったものの従前の経営規模を維持又は拡大している者を指す。

2 本市農業の展開方向

西之表市の基幹産業である農業を持続的に発展させていくため、効率的かつ安定的な農業経営（主たる農業従事者が地域における他産業従事者並みの生涯所得を確保し得る経営）を確保・育成することとし、これらの農業経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者に対して、経営診断や経営改善方策の提示等の経営改善支援を行うとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくために、就農相談から経営定着の段階まできめ細やかに対応できる支援体制の整備や女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの醸成並びに維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条第1項の農業経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）、法14条の4第1項の青年等就農計画の認定制度（認定新規就農者制度）については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者及び認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、西之表市が主体となって、熊毛支庁や種子屋久農業協同組合をはじめ、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ本制度の積極的活用を図るものとする。

また、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、人・農地プランを活用した徹底した話し合い活動を行うなど、担い手や高齢・小規模農家、農作業受託組織など地域の多様な農業者が参画し、地域の実態に応じた営農の姿を描き、実質化された人・農地プランの実現に向けた取り組みを進める。

さらに、農地、農業用機械・施設、労働力の効率的活用を図り、担い手への農用地の利用集積等に繋げるため、地域の面的な広がりを対象とした基盤整備事業の実施に当たっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者及び認定新規就農者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

西之表市担い手育成総合支援協議会においては、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、認定新規就農者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び各種研修会の開催等を熊毛支庁の協力を受けて行う。

3 具体的施策の方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成の方向

西之表市及び中種子町、南種子町において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人あたり360万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を確保できるような効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成するため、認定新規就農者や新規就農者、農業への参入を希望する企業、中心経営体(人・農地プランに位置付けられた今後の地域の中心となる経営体をいう。)など意欲を持って農業経営を営み又は営もうとする者(個人又は法人)に対して、農業経営改善計画の認定制度(認定農業者制度)を活用した経営改善を推進する。女性農業者については、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請等の推進を図り、農業経営への積極的な参画を促進する。

特に、農業経営改善計画の有効期間の終期を迎える認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

また、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、経営発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員・農地利用最適化推進委員などによる貸出農地の掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。農地の利用集積に当たっては、実質化された人・農地プランの実現に向けた話し合い活動による合意形成を基本に、農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進事業等を積極的に活用し、担い手に対し農用地利用集積・集約化が促進されるよう努める。

さらに、機械化による労力の軽減や新しい技術の導入により生産性の向上を図るとともに、農地の基盤整備を進め、これらを契機として、土地利用調整による農用地の集団化・連担化に努める。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向

西之表市は、活力に満ちた農村を築くために、令和3年3月に鹿児島県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針にある年間300人以上の新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標を踏まえ、本市においては、年間3人の当該青年等の確保・育成を目標にし、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保・育成していく。

西之表市及び中種子町、南種子町に展開している優良な経営の事例を踏まえつつ、新たに農業経営を営もうとする青年等が、地域その他産業従事者と均衡する年間総労働時間(主たる農業従事者1人当たりで2,000時間程度)の水準を確保しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(主たる農業従事者1人当たりで150万円程度とする。但し、農業次世代人材投資資金(経営開始型)は含まない。)が確保できるよう、青年等就農計画の認定制度(認定新規就農者制度)を活用した経営改善を推進する。

就農相談から経営定着の段階まできめ細やかに対応していくことが重要であるため、就農希望者に対して、市内での就農に向けた情報の提供、農業法人等と連携した研修やインターンシップの受け入れ、就農相談活動の充実強化を行う。また、種子島高校において地域農業の特性に応じた専門的な知識及び技術の習得が図られるよう、農作業体験学習、先進農家等への視察、県立農業大学校への体験入学等への活動に対する支援を行い、高校生の就農意識を向上させる。

農地については農業委員会や農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年

法律第 101 号)第2条第4項)による紹介, 技術・経営面については熊毛支庁や種子屋久農業協同組合をはじめ, 関係機関・関係団体が継続して重点的な指導を行うなど, 地域の総力をあげて, 地域の中心的な経営体へ育成し, 将来的には認定農業者へ誘導していく。また, 農業研修を希望する者に対しては, 県立農業大学校や種子島営農大学校への入校の斡旋や指導農業者等の技術・経営に優れた農家のネットワーク化を図るとともに, 種子島営農大学校においては教育・研修の充実強化を図り, 効果的な研修等ができるよう支援を行う。

(3) 地域の実情に応じた営農組織等の育成の方向

地域農業の持続的な発展を図るため, 担い手不足が見込まれる地域においては, 集落を単位とし, 地域農業を支える多様な農業者で構成された集落営農の組織化・法人化を促進するため, 特定農業法人制度及び特定農業団体制度(法第23条第4項に規定する特定農業法人及び特定農業団体を言う。以下同じ。)の普及啓発に努め, 農用地利用改善団体を設立するとともに, 特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導, 助言を行う。

地域の農作業受託を行っている生産組織等については, 農地所有適格法人等への経営発展母体として重要な位置付けとし, オペレーターの育成や農地貸借と一体となった農作業受委託の促進等を図ることで, 地域営農の実態等に応じた生産組織を育成し, 法人形態への誘導を図る。

また, 公益社団法人西之表市農業振興公社等の農作業受託組織については, 農作業の受託を通じ, 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完するものとして位置付け, その育成を図る。

第2 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1. 営農類型ごとの経営規模，生産方式

第1の3の(1)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として，現に西之表市及び中種子町，南種子町で展開している優良事例を踏まえつつ，西之表市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
さとうきび専門型	〈作目と作付面積〉 さとうきび(春植) 3.0ha さとうきび(夏植) 3.0ha さとうきび(株出) 6.0ha 〈経営面積〉 12.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター2台(30ps, 19ps) プランター，株揃え機，ブームスプレーヤ ケーンハーベスタ(共同利用) 〈その他〉 土づくりの徹底 機械化一貫体系による適期作業管理
茶専門型	〈作目と作付面積〉 茶(成木園) 4.5ha 〈経営面積〉 4.5ha	〈主な資本装備〉 乗用型摘採機(共同利用) 乗用型防除機(共同利用) 乗用型中刈機(共同利用) 施肥・中耕機，防霜施設 〈その他〉 乗用型管理体系 荒茶加工施設に委託加工 GAP等の第三者認証取得

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
酪農専門型	〈作目と作付面積〉 常時経産牛 60頭 飼料畑 12.0ha 〈経営面積〉 12.0ha	＜主な資本装備＞ フリーストール畜舎、堆肥舎 糞尿処理施設、サイロ ミルキングパーラー、バルククーラー2台 トラクター2台、飼料作物用機械一式 (モアー、テッダーレーキ、 ロールベアラー、ラッピングマシン) ＜その他＞ フリーストール、パーラー方式 通年サイレージ供給体系 TMR給与体系 平均分娩間隔13ヶ月(平均産次3.5産) 経産牛平均乳量(8,600kg/頭)
生産牛専門型	〈作目と作付面積〉 繁殖雌牛 60頭 飼料畑 12.0ha 〈経営面積〉 12.0ha	＜主な資本装備＞ パドック型畜舎、堆肥舎、子牛育成牛舎 トラクター2台、飼料作物用機械一式 (モアー、テッダーレーキ、 ロールベアラー、ラッピングマシン) マニユアスプレッダ、分娩監視装置 ＜その他＞ 肉用牛の生産率 90% 通年サイレージ供給体系 哺乳ロボットによる人工哺乳 セリ市出荷 概ね9ヶ月令

【個別経営体】

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式
花き専門型	〈作目と作付面積〉 レザーリーフファン 0.3ha フェニックスロベレニー 0.3ha 〈経営面積〉 0.6ha	〈主な資本装備〉 平張施設, 作業場 軽トラック, トラクター, 動力噴霧器 〈その他〉 周年安定出荷 採葉率の向上
たばこ複合型	〈作目と作付面積〉 たばこ 2.0ha 原料用さつまいも 1.0ha 繁殖雌牛 10頭 飼料畑 2.0ha 〈経営面積〉 5.0ha	〈主な資本装備〉 畜舎, 堆肥舎 トラクター, 防除機 マルチャー, 施肥機, 搬出機 高架作業機(AP-1), マニユアスプレッダ 〈その他〉 共同育苗 共同乾燥施設の利用 圃場の集団化 高架作業機等の機械化体系の整備 黄班えそ病対策の徹底

【個別経営体】

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式
さとうきび 複合型	〈作目と作付面積〉 さとうきび(春植) 1.5ha さとうきび(株出) 3.0ha 原料用さつまいも 1.5ha 繁殖雌牛 10頭 飼料畑 2.0ha 〈経営面積〉 8.0ha	〈主な資本装備〉 畜舎, 堆肥舎 トラクター, 管理機, 株揃え機 マルチャー, 茎葉処理機, 動力噴霧器 ケーンハーベスター(共同利用) マニユアスプレッダ 〈その他〉 土づくりの徹底 適期作業管理
生 産 牛 複 合 型	〈作目と作付面積〉 繁殖雌牛 30頭 飼料畑 6.0ha さとうきび(春植) 1.0ha さとうきび(株出) 2.0ha 原料用さつまいも 1.0ha 〈経営面積〉 10.0ha	〈主な資本装備〉 パドック型畜舎, 堆肥舎 トラクター2台, 動力噴霧器 飼料作物用機械一式 (モアー, テッダーレーキ, ロールベラー, ラッピングマシン) マニユアスプレッダ 〈その他〉 肉用牛の生産率 90% 通年サイレージ供給体系 セリ市出荷 概ね9ヶ月令 土づくりの徹底 適期作業管理

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
露地野菜 複合型Ⅰ	〈作目と作付面積〉 青果用さつまいも 1.5ha スナップエンドウ 0.2ha ブロッコリー 0.3ha 〈経営面積〉 2.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター, 管理機 マルチャー, 茎葉処理機, 掘取機 動力噴霧器, 土壌消毒機 貯蔵庫, 育苗ハウス, 重量選別機 〈その他〉 土づくりの徹底 防風対策の徹底 適期植付, 適期収穫 土壌消毒の徹底 臨時雇用の活用 ウイルスフリー苗導入(品質向上)
露地野菜 複合型Ⅱ	〈作目と作付面積〉 青果用さつまいも 3.0ha 原料用さつまいも 1.0ha バレイショ 2.5ha 〈経営面積〉 6.5ha	〈主な資本装備〉 トラクター, 管理機 マルチャー, 茎葉処理機, 掘取機 動力噴霧器, 土壌消毒機 バレイショ植付機 貯蔵庫, 育苗ハウス, 重量選別機 〈その他〉 土づくりの徹底 防風対策の徹底 そうか病, 疫病対策の徹底 臨時雇用の活用 ウイルスフリー苗導入(品質向上)

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
さつまいも 複合型	〈作目と作付面積〉 青果用さつまいも 1.5ha 原料用さつまいも 2.5ha さとうきび(春植) 0.5ha さとうきび(株出) 1.0ha 〈経営面積〉 5.5ha	〈主な資本装備〉 トラクター, 管理機 マルチャー, 茎葉処理機, 掘取機 動力噴霧器, 貯蔵庫, 育苗ハウス 〈その他〉 土づくりの徹底 適期作業管理 ウイルスフリー苗導入(品質向上) 農業機械化体系による省力栽培技術確立 臨時雇用の活用

(注) 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成についてはここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
さとうきび 複合型	〈作目と作付面積〉 さとうきび(春植) 5.0ha さとうきび(夏植) 5.0ha さとうきび(株出) 20.0ha 原料用さつまいも 5.0ha 〈作業受託〉 さとうきび植付・収穫作業 10.0ha さつまいも畦立作業受託 5.0ha 〈経営面積〉 35.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター3台 (19ps, 30ps, 80ps) プランター 株揃え機 ケーンハーベスタ マニユアスプレッダ トラック2台(4t, 2t) 畦立てマルチャー 掘取機 〈その他〉 土づくりの徹底 適期作業管理	・ソリマチを活用した農業複式簿記による経理・決算 ・装備した資本を合理的に運用するため構成員の役割分担の明確化 ・青色申告の実施	・給料, 休日制の導入 ・社会保険制度等の活用 ・役割による専門的な知識・技術の向上 ・雇用の確保

(注) 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)

2. 農業経営の合理化を図るための経営管理及び農業従事の態様の指標

効率的かつ安定的な農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事の態様の基本的な指標は次のとおりとする。

(1) 経営管理の方法

- ア 複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。
- イ 簿記等の記帳により、青色申告を実施する。
- ウ 農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。
- エ 農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。
- オ 経営の大規模化に伴い、必要となる年間安定雇用者の確保を図るとともに、家族経営協定の締結や農業条件の整備等により、経理の分担や給料制等を導入する。
- カ 経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。
- キ 資金の有効利用により、目標とする経営へ向け改善を図る。
- ク 収入保険制度への加入促進により、自然災害による収量減少や価格低下等のリスクを軽減し、経営の安定化を図る。

(2) 農業従事の態様等

- ア 省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。
- イ 労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ウ 家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- エ 家族経営協定の締結等により定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- オ 個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。
- カ 従事者の健康や安全を確保するため、安全性の高い機械の導入や、ほ場、農道等の農作業環境の点検と危険箇所の改善を図るとともに、農業経営を安定的に続けていくため、労災保険に加入する。
- キ 作業場等に休憩室や管理室などの整備を進めるほか、雇用者の労働保険・社会保険への加入等福利厚生の実施を図る。

第3 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1. 営農類型ごとの経営規模，生産方式

第1の3の(2)に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として，現に西之表市及び中種子町，南種子町で展開している優良事例を踏まえつつ，西之表市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
さとうきび専門型	〈作目と作付面積〉 さとうきび(春植) 2.0ha さとうきび(夏植) 0.5ha さとうきび(株出) 5.0ha 〈経営面積〉 7.5ha	〈主な資本装備〉 トラック2台(軽, 2t), トラクター, 管理機 ロータリーカルチ, 株揃え機, 動力噴霧器 〈その他〉 土づくりの徹底 適期作業管理 収穫作業は生産組合へ委託

生産牛専門型	〈作目と作付面積〉	
	繁殖雌牛	30頭
	飼料畑	6.0ha
	〈経営面積〉	6.0ha
	〈主な資本装備〉	パドック型畜舎、堆肥舎 トラック(軽, 2t), トラクター 飼料作物用機械一式(モアー, テッダーレーキ, ロールベラー, ラッピングマシン) 連動スタンション
	〈その他〉	生産牛の更新は自家保留(更新率20%) 肉用牛の生産率 85%以上 通年サイレージ供給体系 哺乳ロボットによる人工哺乳 セリ市出荷 概ね9ヶ月令 地域未利用資源の積極的な活用 衛生対策, 個体管理の徹底

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
花き専門型Ⅰ	〈作目と作付面積〉 レザーリーフファン 0.25ha 〈経営面積〉 0.25ha	〈主な資本装備〉 平張施設, 作業場 軽トラック, トラクター, 動力噴霧機 〈その他〉 周年安定出荷 採葉率の向上
花き専門型Ⅱ	〈作目と作付面積〉 ヒサカキ 0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈主な資本装備〉 作業場 軽トラック, トラクター, 動力噴霧機 〈その他〉 周年安定出荷 販路先による選別調整
生産牛複合型	〈作目と作付面積〉 繁殖雌牛 20頭 飼料畑 4.0ha さとうきび(春植) 0.5ha さとうきび(株出) 1.0ha 原料用さつまいも 0.5ha 〈経営面積〉 6.0ha	〈主な資本装備〉 パドック型畜舎, 堆肥舎 トラック(軽, 2t), トラクター 飼料作物用機械一式(モアー, テッダーレーキ, ロールベラー, ラッピングマシン) 連動スタンション, ロータリーカルチ 〈その他〉 土づくりの徹底 適期作業管理 ウイルスフリー苗導入(品質向上) 肉用牛の生産率 85%以上 通年サイレージの供給体制 セリ市出荷 概ね9ヶ月令 地域未利用資源の積極的な活用 衛生対策, 個体管理の徹底

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
露地野菜 複合型Ⅰ	〈作目と作付面積〉 青果用さつまいも 0.5ha スナップエンドウ 0.1ha ブロッコリー 0.2ha 〈経営面積〉 0.8ha	＜主な資本装備＞ 軽トラック, トラクター, 管理機 マルチャー, 茎葉処理機, 掘取機 動力噴霧機, 土壌消毒機, 育苗ハウス ＜その他＞ 土づくりの徹底 防風対策の徹底 適期植付・適期収穫 土壌消毒の徹底 ウイルスフリー苗導入(品質向上)
露地野菜 複合型Ⅱ	〈作目と作付面積〉 スナップエンドウ 0.15ha オクラ(トンネル) 0.15ha 〈経営面積〉 0.3ha	＜主な資本装備＞ 軽トラック, トラクター, 管理機 動力噴霧機, 土壌消毒機, 選果場 ＜その他＞ 土づくりの徹底 防風対策の徹底 適期植付・適期収穫 土壌消毒の徹底 臨時雇用の確保

※ 茶専門型, 酪農専門型, さつまいも複合型は, 第2の指標と同様とする。

(注) 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において, その前提となる労働力構成については, ここでは, 標準的な家族農業経営を想定して, 主たる農業従事者1人として示している。

2. 新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組むべき経営管理の方法及び農業従事の態様の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事の態様の基本的な指標は次のとおりとする。

(1) 経営管理の方法

- ア 経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。
- イ 複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。
- ウ 簿記等の記帳により、青色申告を実施する。
- エ 農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実施する。
- オ 資金の有効活用により、目標とする経営へ向け改善を図る。
- カ 農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。

(2) 農業従事の態様

- ア 省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。
- イ 労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ウ 個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。
- エ 家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- オ 家族経営協定の締結等により定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- カ 従事者の健康や安全を確保するため、安全性の高い機械の導入や、ほ場、農道等の農作業環境の点検と危険箇所の改善を図るとともに、農業経営を安定的に続けていくため、労災保険に加入する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び面的集積を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の 農用地の利用に占める面積のシェアの目標 ^{(注)1}	備 考
70%(令和12年度) ^{(注)2}	

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積についての目標

農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第2項)や利用権設定等促進事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるよう努める。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、担い手の地域における農用地利用面積で、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業等による借り入れ農地のほか自己所有農地、農作業受委託面積のシェアの目標である。

2 上記数値の目標年次は、県基本方針と同じ令和12年度とする。

2. その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、西之表市担い手育成総合支援協議会及び西之表市農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、市町村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、人・農地プランの更新の過程で、地域の農業者をはじめとする関係者の話し合いによる合意形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

西之表市は、鹿児島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

西之表市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構(農地中間管理機構に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項)が行う特例事業(以下「農地中間管理事業等」という。)
- ③ 農地利用集積円滑化事業に関する事項
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業については、西之表市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 本市東海岸地帯(伊閑、安納、現和)地区、西海岸地帯(住吉)地区及び中央地帯(榕城、上西)地区の一部においては、ほ場整備もほぼ完了しているが、一層の区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 国上、古田、立山、中割地区のような中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

ウ 本市の市街地を除く全集落においては、農地中間管理事業等を推進し、地域の中心経営体へ農地の集積を行うよう努める。

さらに、西之表市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人(法第 18 条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。)を除く。)又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者(農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 10 条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 50 第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定された特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受けるものが利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 西之表市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 西之表市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地域域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 西之表市は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める(附則第2条によりみなされる場合は不要)。
- ② 西之表市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 西之表市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 西之表市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、西之表市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 西之表市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 西之表市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 西之表市は、(5)の②から④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、西之表市は農用地利用集積計画を定める

ことができる。

- ④ 西之表市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を受けようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７） 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が、農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項を定める。
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号、以下「規則」という。）第60条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農用地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８） 同意

西之表市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又は

その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

西之表市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を西之表市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

西之表市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

西之表市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 西之表市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 西之表市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかか

わらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 西之表市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を西之表市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 西之表市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 西之表市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。西之表市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益財団法人鹿児島県地域振興公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2. 農地中間管理事業及び特例事業（以下「農地中間管理事業等」という。）の実施の促進に関する事項

(1) 西之表市は、県下一円を区域として行う農地中間管理事業等を行う公益財団法人鹿児島県地域振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理事業等の促進のため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3. 農地利用集積円滑化事業に関する事項

農地利用集積円滑化事業については、法の改正により、農地中間管理事業との統合が進められた。西之表市、西之表市農業振興公社及び農地中間管理機構は円滑な統合に向け調整を進めるとともに、統合までの移行期間中は、適切な運用を図るものとする。

4. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

西之表市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。しかしながら、例えば、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合、遊休農地等のうち要活用農地に該当しないものがある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合に

あつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を西之表市に提出して、農用地利用規程について西之表市の認定を受けることができる。
- ② 西之表市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 西之表市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を西之表市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 西之表市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要であると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 西之表市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 西之表市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、熊毛支庁、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、西之表市農業振興公社等の指導、助言を求めてきたときは、総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

西之表市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分の農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、西之表市農業振興公社と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

西之表市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、西之表市農業振興公社の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮

させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

西之表市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 西之表市は、県営中山間地域総合整備事業(西之表創生地区・平成30年度～令和5年度)等による農業生産基盤整備の促進を通じて、農業近代化施設等の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。また、農業生産基盤整備や多面的機能支払交付金の推進を図るとともに、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

イ 西之表市は、新たな農業構造改善事業の導入及び推進によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 西之表市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、面的な広がりでの田畑輪換を促進し、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 西之表市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

西之表市は、農業委員会、鹿児島県、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、西之表市農業振興公社、農地中間管理機構その他の関係機関と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び西之表市農業振興公社は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、西之表市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、西之表市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付則

- 1 この基本構想は、平成7年3月1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成7年7月24日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成12年12月31日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成14年4月19日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成18年9月1日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成19年10月19日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成22年4月1日から施行する。
- 8 この基本構想は、平成24年4月2日から施行する。
- 9 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 10 この基本構想は、平成28年12月27日から施行する。
- 11 この基本構想は、令和3年12月28日から施行する。